

平成 29 年 12 月 5 日

厚生労働省

医政局長 武田 俊彦 様

総務課長 榎本健太郎 様

地域医療計画課長 佐々木 健 様

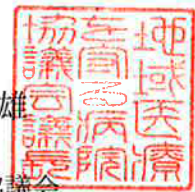
医事課長 武井 貞治 様

医療従事者の需給に関する検討会

医師需給分科会

各構成員 様

地域医療を守る病院協議会 議長 邊見 公雄



公益社団法人全国自治体病院協議会

会長 邊見 公雄

全国厚生農業協同組合連合会

経営管理委員会会長 兩宮 勇

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

会長 押淵 徹

一般社団法人日本慢性期医療協会

会長 武久 洋三

地域包括ケア病棟協会

会長 仲井 培雄

医師需給分科会における医師の地域偏在対策に係る議論に対する意見

我々、地方に多くの病院を有する五団体で構成する「地域医療を守る病院協議会」では、去る平成 29 年 9 月 6 日に病院又は診療所の管理者となるためには、一定期間医師不足地域での勤務実績を条件とする、いわゆる「管理者要件」について、「医師の地域偏在対策についての提言」をとりまとめ、厚生労働省に提出しました。その後、医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会(以下、医師需給分科会)における議論に大きな関心を持って注視しているところです。医師需給分科会において「管理者要件」という表現ではありませんが、「医師少数区域に勤務した経験を有する医師への評価」など、その対象となる医師、地域や管理者として評価をする医師、医療機関などについて、議論いただいていることは感謝いたします。

しかしながら、管理者として評価する医師、医療機関の対象範囲など、下記の点について懸念され、医師不足地域には「保険あって医療なし」の状態が今後も引き続くと見込まれるところであり、ここに我々の思いを意見として表明いたします。

記

1 地域医療支援病院等について、一定の病院の管理者として認定医師を評価する仕組みとしていますが、これらの医療機関数は最大でも病院総数の30%程度、診療所も含めると3%程度であり、偏在解消に対する効果は疑問であります。問題の所在は都道府県を超えた地域の偏在の解消であり、医師の多数地域と不足地域の格差をどのようにして解消させていくのか、ということであります。上記の地域医療支援病院等のみでは不十分であり、それ以外の病院や診療所も対象とするべきであります。

また、施行日以降の臨床研修対象者を管理者としての評価対象者とするということについては、制度として確立いただきたいと思っております。しかしながら、これらの者が医師不足地域での勤務につながるのには先のことであり、それまでの間、臨床研修対象者以外についても期間や勤務地などの配慮を行い、協力してもらう仕組みが必要であります。

2 また、医師需給分科会の中でも無床診療所は都市部に開設する傾向が、年々増加しており、偏在解消策が不十分と問題提起がされていますが、このことについては、自由開業規制など法制的・政策的課題のクリアが必要であり、実現は困難とし、偏在・不足等の情報提供による自主的経営判断としています。情報提供は必要なことと思っておりますが、これにより医師不足地域で開業するということは疑問であり、需給を踏まえた開業規制は必要となってきます。課題に対して検討していくのが医師需給分科会の役割であると思っておりますので、継続的な議論が必要であります。

3 我々としては、全ての医療機関を対象とすべきと考えていますが、仮に、先ず地域医療支援病院等から評価を導入していくということであれば、その効果が得られなかった場合の次のステップ、最終的には全医療機関を対象にするなどの全体像・方策も示すべきであります。それがなければ、また一から検討しなければならないことになり、検証に数年、新たな検討に数年と相当期間が必要となり、その間医師不足の地域は更に深刻さが増すことは必至です。

4 なお、地域医療支援病院等とは、地域医療支援病院、臨床研修病院、社会医療法人、公的医療機関、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）としていますが、国の医療政策を担っている独立行政法人国立病院機構も含めより多くの医療機関とすべきであります。

反対意見	当会の意見
規制的手法で行うのは問題	<p>医療は国民が負う税金、保険料等で賄われ、医師養成にも多額の国費が投入されており、1～3年程度の間であれば許容される範囲である。</p> <p>ただし、初期臨床・専門研修期間とそれ以外の期間は区分すべき。</p> <p>医師不足地域で勤務する医師には、インセンティブや受け入れ地域の手厚い支援は必要。また、その経験が医師としても人間的にも成長し、大きな財産となる。</p>
強制的に地方の勤務を義務付けると開業医の後継ぎもいなくなる	<p>後継者不足と医療提供の問題は別な話であり、また、地方の後継者不足と都市部の後継者不足は、区分して考えるべきである。</p>
駆け込み開業増加	<p>そもそも規制手法がないので開業規制を設けるべき。管理者要件部分では、正式ルールは新しい人から(20XX年から臨床研修をスタートする人)。また、正式ルール適用の医師が管理者適任年齢となるまでは、当面は「地域医療の経験を一定期間有する者が望ましい」とする。</p>
医師偏在は地域枠の増加で改善	<p>今まで規制的手法をとらなかったため、遅々として偏在解消は進まないのが現状である。</p> <p>地域枠の人だけでは無理である。残らない人もかなりいる。</p>